

別表十八の二付表二 「加入又は合併の場合の連結予定申告額の計算に関する 明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法第81条の19第2項又は第4項（連結完全支配関係を有することとなった場合等の連結中間申告税額の調整）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結加入法人の直前の事業年度（6月以上のもの）又は連結事業年度（6月以上のもの）の確定法人税額又は調整後連結法人税個別帰属支払額1」及び「連結加入法人の直前の事業年度（6月以上のもの）又は連結事業年度（6月以上のもの）の確定法人税額又は調整後連結法人税個別帰属支払額4」	法第81条の19第2項に規定する連結加入法人の確定法人税額等の金額を記載します。	
「合併を行った場合」の各欄	連結親法人が自己を合併法人とする適格合併（当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいいます。以下同じ。）がある連結子法人以外の法人を被合併法人とするものに限り、）を行った場合又は連結法人が他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限るものと、連結親法人を除きます。）を被合併法人とする合併を行った場合に記載します。	
「被合併法人の直前の事業年度（6月以上のもの）又は連結事業年度（6月以上のもの）の確定法人税額又は調整後連結法人税個別帰属支払額7」及び「被合併法人の直前の事業年度（6月以上のもの）又は連結事業年度（6月以上のもの）の確定法人税額又は調整後連結法人税個別帰属支払額10」	法第81条の19第4項の規定による読替後の法第71条第2項第1号《中間申告》に規定する被合併法人の確定法人税額等の金額を記載します。 (注) 被合併法人の確定法人税額等の金額とは、合併法人の連結親法人事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）の確定申告書に記載すべき法人税額でその合併法人の当期開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定したもの又は当該1年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）のその被合併法人の連結法人税個別帰属支払額で当該6月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき連結法人税額に係るもののうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係るものをいいます。	

3 根拠条文 法81の19、規則37の8